

寒川町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第20号

寒川町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を
改正する規則

寒川町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則(令和2年寒川町規則
第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 職種別基準表(第4条関係)

職種	基礎号給		上限	
	職 務 の級	号給	職 務 の級	号給
一般事務員	1	7	1	27
学校図書事務	1	7	1	27
ふれあい教育支援員	1	7	1	27
特別支援学級補助員	1	7	1	27
介助員	1	7	1	27
学習補助員	1	7	1	27
P C オペレーター	1	7	1	39
ヘルパー	1	8	1	40

保育士	1	15	1	47
心身障害児生活訓練指導助手	1	15	1	47
保育コンシェルジュ	1	15	1	47
資料取扱専門員	1	18	1	50
補充教員	1	22	1	89
補充教員(1年以上の実務経験を有する者)	1	30	1	89
補充教員(11年以上の実務経験を有する者)	1	38	1	89
補充教員(総括教諭の経験又は26年以上の実務経験を有する者)	1	46	1	89
補充教員(校長又は教頭の経験を有する者)	1	50	1	89
手話通訳士	1	30	1	62
介護認定調査員	1	38	1	70
栄養士	1	38	1	70
管理栄養士	1	38	1	70
歯科衛生士	1	38	1	70
看護師	1	38	1	70
教育フロンティア専門指導員	1	54	1	64

保健師	1	56	1	88
精神保健福祉士	1	56	1	88
助産師	1	70	1	93
子育て支援相談員	2	17	2	58

備考 この表において、「実務経験」とは、当該フルタイム会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数であって、経験年数以外のものをいう。

別表第2 職種別基準表(第4条関係)

職種	基礎号給		上限	
	職務 の級	号給	職務 の級	号給
学校用務員	1	17	1	37
学校給食調理員	1	17	1	37
清掃作業員	1	17	1	37

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。